

### 3 県の新規事業について

#### (5) みやぎ知的障害者施設解体宣言に伴う地域生活移行支援推進事業の創設

##### 経緯又は現状・課題

平成14年に宮城県福祉事業団（当時）が発した「船形コロニー解体宣言」に基づき、地域生活移行に取り組んだ結果、船形コロニーにおいては平成15・16年度の2年間において163人が地域生活へ移行した。これに伴い、平成16年度末において船形コロニー授産施設を閉園している。

民間施設の状況として、「みやぎ知的障害者解体宣言」については目標年限が示されていないこともあり、一部の施設に定員削減等の兆しは見えはじめているものの、利用者の地域生活移行（＝施設解体）の動きは県全体としては進んでいない。また、県全体の地域生活移行推進については、宮城県社会福祉協議会或いは宮城県船形コロニーが独自に取り組む活動として、民間活動を誘導するには限界がある。

一方、在宅障害者の中にも、親の高齢化等の理由でグループホーム入居を希望しながら入居できずにいるというニーズも潜在的に存在している。

船形コロニー・他の民間入所施設・在宅障害者、それぞれのニーズをコーディネートすることによって効果的・効率的に県全体の地域移行を推進するシステムを用意する必要がある。

障害福祉圏域ごとに、コーディネーターを中心としたサービス調整会議が機能することが望ましいが、現状では各圏域のコーディネーターは個人を対象とした相談対応はできても、法人等関係機関の相互調整については、権限がないことから十分に対応できない状況である。

また、入所施設からの地域移行に対応するためには、特定の圏域だけでは調整しきれないケースが多く、圏域だけの調整機能では情報交換程度であり、法人間調整は困難である。

県全体の地域移行を進めるためには、県の意向を具現化した具体的な施策が必要である。

全国に先駆けて、施設解体宣言を出した宮城の動向は、全国から注目されているところであり、地域移行推進について具体的な成果としての発信が求められる。

##### 提案する内容

「みやぎ知的障害者解体宣言」に基づき、宮城県船形コロニー利用者の地域生活移行だけでなく、他の民間法人施設・在宅者のグループホーム移行希望者も含めた、県全体の地域移行推進事業を展開する。

具体的には、障害保健福祉圏域ごとに、調整システムが確立される必要があるが、あくまでも全体的調整まで繋げることが可能な調整システムが必要である。したがって、施設・市町村間を越えた調整を効果的に行うことができる県が実施主体となるべきである。

また、各圏域のコーディネーター等との連携による事業展開によって、コーディネーターの活動が県の意向を受けて展開できるものになり、結果として地域福祉力を高めることにも繋がる。

##### その他、根拠法令等

船形コロニー解体宣言　　みやぎ知的障害者施設解体宣言　　みやぎ障害者プラン

知的障害者福祉法第11条第1項（連絡調整の実施者＝都道府県）